

# 民間保育所家庭支援推進保育事業運営費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市家庭支援推進保育事業実施要綱に基づく家庭支援推進保育事業の対象となる民間保育所に入所する児童の福祉の向上を図るため、運営費等の補助金を交付することについて、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月2日神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金)

第2条 市長は、神戸市家庭支援推進保育事業を実施する民間保育所（以下「事業実施保育所」という。）に対し、別表に定める額を交付するものとする。

2 事業実施保育所は、前項の補助金の交付を受けたときは、昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通達「児童福祉法による保育所運営費国庫負担について」に規定する保育士配置基準を超えて保育士を雇用するための経費に充てるものとする。

(補助金の交付時期)

第3条 補助金交付は、毎年度上半期及び下半期の2期に分けて行う。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業実施保育所は、「民間保育所家庭支援推進保育事業運営費等補助金交付申請書」（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合はこれを審査のうえ、予算の範囲内で交付額を決定し、「民間保育所家庭支援推進保育事業運営費等補助金交付決定通知書」（様式第2号）により、事業実施保育所に通知するものとする。

2 市長は、補助金交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第6条 前条の通知を受けた事業実施保育所は、「民間保育所家庭支援推進保育事業運営費等補助金交付請求書」（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(施行の細則)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

2 民間保育所地域改善人権啓発特別保育事業運営費等補助金交付要綱（平成10年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月30日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年8月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年9月5日から施行し、平成28年4月1日から適用する

附 則

この要綱は、平成29年9月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する

別 表

| 種 別      | 補助金の額（月額）  |
|----------|--|
| 加配保育士補助金 | 428,630円 × 必要常勤保育士分<br>(ただし、定員50名未満は1名分<br>定員50名以上は2名分とする) |